

令和3年度 事業報告

事業報告・決算については、市社協事務所に据え置きしている他、ホームページにも公開しております。

令和3年度は、依然として新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、「みんながつながるちがさきの地域福祉プラン2」の始期として「つながる・活動する・支え合う」の基本目標の実現に向けて各種事業を推進してまいりました。

つながる

地区の活動支援にかかわる中では、ミニデイ・サロン活動などが感染予防に取り組み、話し合いを繰り返して「できることは何か」を考え、少しずつ活動が再開してきています。心待ちにした方々の参加の様子からは、外出する機会や誰かと話をするなど、他者とのつながりへのニーズを改めて実感することとなりました。(ミニデイ・サロンの様子は、特別号にも載せています。ぜひご覧ください。)

活動する

学校や地域で福祉学習をすすめる福祉教育(山前講座)の依頼件数や、ボランティア登録でも特に若い方の参加などはコロナ禍の中でも増加が見られ、生活様式の変化に合わせた地区活動の工夫、ホームページやSNSを活用した活動周知・PRの工夫等から得られたものもあり、厳しさが続く中にも前向きな力を感じられた年でもありました。

支え合う

引き続き十分な感染対策を行いつつ、窓口や訪問等による各種の相談支援活動を継続し、コロナ禍の影響を受け経済的な支援を必要とする方や、障がい等のためにサポートが必要な方などの日々の暮らしを支えることに努めました。また、判断能力が不十分な方への支援として、日常生活自立支援事業、法人後見事業、市民後見人養成を推進しました。

緊急小口資金・総合支援資金貸付の特例制度の相談対応については、令和2年3月から延長され、数こそ前年度より減じているものの新規申請は継続しています。また、貸付以外の要援護事業の支援数も増加が見られるなど、生活困窮にある世帯の支援には引き続き注視が必要です。

さらに、茅ヶ崎市とともに共生社会の実現に向けた総合相談体制および地域づくりに取り組んでいくことを見据え、令和3年度の下半期以降で事務局体制の見直しを図ってまいりました。未だ見直し・移行経過の中にある部分もありますが、市社協として地域を安定的に支援できるような体制整備にも引き続き努めてまいります。

☆☆市社協の情報☆☆

広報紙だけじゃない!
ここでもcheck

市社協では広報紙「社協ちがさき」以外でもさまざまな方法で福祉の情報を発信しています。パソコンから、スマートフォンから、是非チェックしてみてくださいね。

YouTube



ボランティアグループの紹介や昨年度のボランティア大学のアーカイブを公開中です!

チャンネル登録者数 45名

チャンネル登録をお願いします!

ホームページ



LINE 公式アカウント



市社協のイベントや福祉の情報などをタイムリーにお届けしています!

友達登録者数 630名突破!!!

職員募集中!!!

市社協では、一緒に地域福祉をすすめる仲間を募集しています。詳細はホームページをご覧ください。

送迎ボランティア募集!

市社協では、身体障がいのため外出が困難な車いす利用者を対象に、車いすごと乗れる福祉車両を使用して、通院等の送迎をボランティアさんの協力を得て行っています。

あなたも送迎ボランティアになって、地域の福祉を支えてみませんか?

●(市社協は、道路運送法における福祉有償運送の登録事業者です)

◎活動日・時間

月～金曜日の8時30分～17時で都合の良い時間(祝日、年末年始は除く)活動を希望される方は、担当まで電話連絡の上、一度ご来所ください。※月1回の活動でも大歓迎です!無理のない範囲で活動できます。※希望に応じて活動を見学することもできます。

◎問合せ 月曜～金曜 8時30分～17時15分(祝日、年末年始は除く)
TEL:85-9650(ハンディキャブ担当まで)

空いている時間を使って、社会貢献ができるボランティアです。運転の経験を活かして、ボランティア活動してみませんか。

募集条件(以下の①～④を全て満たしている方)

- ①70歳未満の方(定年は満80歳)
- ②普通自動車免許を保持し、運転経験5年以上の方
- ③過去2年以内に運転免許停止処分を受けていない方
- ④国土交通省認定講習(2日間)を受講していただける方

※講習費用は市社協で負担します
※自家用車をお使いいただく「個人送迎ボランティア」も大募集中です!



あんしんセンターからのお知らせ



弁護士による 成年後見相談 無料!!

こんなお困りことがある方、ぜひ利用してみませんか?

- ・判断能力に疑問がある親族のために、成年後見制度を説明してほしい...
- ・相続・遺言・後見監督人・後見信託等について知りたい...
- ・一人暮らしや高齢者世帯で判断能力に自信がなくなった時に備えておきたい...
- ・任意後見制度ってなんだろう...



と き: 偶数月の第1水曜日
13時15分～16時55分(40分間)
令和4年 8月3日 10月5日 12月7日
令和5年 2月1日

と ころ: 市社協 相談室
受 付: 予約制(相談日前月の1日～相談日前日)
対 象: 市内在住者・市内在住者を支援する事業所や相談所等
定 員: 毎回5名(先着順)
*時間の指定はできません。
*土日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は、受付できません。



お申込・お問合せ 市社協あんしんセンター ☎ (85) 1066